

## 大阪府私立幼稚園安全特別対策事業費補助金（性被害防止対策に係る支援）交付要綱

### （趣旨）

第1条 府は、私立幼稚園における性被害を防止するため、予算の定めるところにより、学校法人等に対し大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び文部科学省学校安全特別対策事業費補助金（学校における性被害防止対策に係る支援）交付要綱（令和6年1月23日付け5文科教第1440号、文部科学省総合教育政策局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

### （補助事業の内容等）

第2条 この補助金の補助事業の内容、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額等については、別表のとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

### （補助金の交付の申請）

第3条 規則第4条第1項の申請について、学校法人等は次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第2号）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第3号）

2 前項各号に掲げる書類は、教育長が指定する日までに提出しなければならない。

### （補助金の交付の決定及び通知）

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付の申請をした者に対し通知する。

### （補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、学校法人等は補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、学校法人等は補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、第2条に規定する経費に充当しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

い。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第 14 条第 1 項第 2 号の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。
- (6) 教育長の承認を受けて処分制限財産を処分したことにより収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第 6 条 補助金の交付の申請をした者は、規則第 7 条の規定による通知を受け取った日から起算して 10 日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第 7 条 規則第 12 条の規定による報告にあたっては、学校法人等は、次に掲げる書類を別途定める日までに、教育長に提出しなければならない。

（1）補助金実績報告書（様式第 6 号）

（補助金の交付）

第 8 条 教育長は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 8 日から施行し、令和 5 年 1 月 2 9 日から適用する。

別表（第2条関係）

補助事業名 ・内容	補助事業者	補助対象	補助率
<p>性被害防止支援事業</p> <p>内容： 子どもの性被害防止対策に資するための設備等の導入に必要な経費を支援</p>	<p>・幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）の設置者</p>	<p>&lt;対象経費&gt; 幼稚園における子どもの性被害防止対策に資する設備等（パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等）を導入するために必要な経費</p>	<p>補助対象経費の1／2以内とする ※補助額は5万円を上限とする。</p>